

高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫に不妊又は去勢の手術（以下「手術」という。）を受けさせて飼養する市民に対し、予算の範囲内において高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、飼い主のいない猫の繁殖の抑制による個体数の減少及び猫のふん尿による被害等の削減を図り、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）に、市が指定する獣医師（以下「指定獣医師」という。）による手術を受けさせる者
- (2) 手術を受けさせて、対象猫にマイクロチップを装着させる者
- (3) 手術を受けさせた対象猫を室内で終生飼養をする者。ただし、やむを得ない理由により室内で終生飼養をすることができない場合は、近隣住民の同意を得て自宅周辺で対象猫を適正に飼養しようとする者
- (4) 同一会計年度内に第6条の規定による助成金の交付の決定を受けていない者

(助成対象費用)

第3条 この要綱による助成金の交付の対象となる費用は、対象猫への手術に要する費用とする。ただし、同一会計年度内に、助成金の交付の対象となる者1人につき5匹までの当該手術に要する費用を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、手術に要した費用の額が当該各号に定める額に達しないときは、当該手術に要した費用の額とする。

- (1) 不妊手術の場合 猫1匹につき10,000円
- (2) 去勢手術の場合 猫1匹につき5,000円

(助成金の交付の申請)

第5条 市長は、助成金の交付を受けようとする者に対し、対象猫に手術を受けさせる前に高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 前項の規定による申請の期限は、当該年度の2月末日とする。
- 3 第1項の規定による申請は、同一会計年度に1回限りこれを行わせるものとする。
- 4 第1項の規定による申請は、同一会計年度においては、変更することができない。

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成をすることに決定したときは、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、前条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、助成をすることに決定した場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

（手術の実施等）

第7条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに当該決定に係る対象猫に指定獣医師による手術を受けさせなければならない。

2 市長は、前項の規定により手術を受けさせた交付決定者に対し、次条に規定する完了書に、手術を実施した旨の指定獣医師による証明を受けさせるものとする。

（実績報告）

第8条 市長は、交付決定者が前条第1項の対象猫に手術を受けさせたときは、当該手術の完了の日から30日以内に、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術完了書（様式第3号。以下「完了書」という。）に当該手術に係る領収書を添えて、提出させるものとする。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する完了書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第6条第2項の規定により通知した助成金の額と前項の規定により確定した助成金の額が同額の場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた交付決定者が、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、速やかに高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金請求書（様式第5号）を提出させるものとする。

（申請の取下げ）

第11条 市長は、交付決定者が事情により申請を取り下げるときは、高砂市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。